

平成22年5月18日
特別区長会

用途地域等の都市計画決定権限の移譲に関する緊急要望について

政府の地域主権戦略会議において三大都市圏等における用途地域その他の都市計画決定権限を市町村に移譲することが検討されています。

特別区長会は、内閣府特命担当大臣（地域主権推進）に対し特別区も例外とすることなく権限移譲を行うことを求め、「用途地域等の都市計画決定権限の移譲に関する緊急要望」を行いましたのでお知らせします。

なお、今後引き続き国土交通大臣に対しても要請を行う予定です。

記

- 1 日時 平成22年5月18日（火）午前9時45分～10時00分
- 2 応対者 逢坂首相補佐官（地域主権担当）
- 3 要望者 多田 江戸川区長（特別区長会会長）
西川 荒川区長
青木 目黒区長
山崎 墨田区長
- 4 要望の内容 別紙「用途地域等の都市計画決定権限の移譲について」のとおり
- 5 その他 写真等が必要でしたら、下記問い合わせ先へご連絡ください。

○ 特別区長会

会長 多田 正見（江戸川区長）

東京23区の区長で構成する任意団体です。特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っています。

事務局：特別区長会事務局

（住所）千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館19階

（問い合わせ先）

特別区長会事務局 調査第1課長 北澤 尚文

電話 03-5210-9737

平成22年5月18日

内閣府特命担当大臣（地域主権推進）

原 口 一 博 様

特別区長会会長

多 田 正 見

用途地域等の都市計画決定権限の移譲について

政府においては、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくるべく、地域主権戦略会議を中心に、基礎自治体への権限移譲をはじめとする地域主権改革を進めています。

この取組みの中で、先般、国土交通省から、三大都市圏等における用途地域その他の都市計画決定権限を市町村に移譲する旨の回答が内閣府に寄せられたところであり、時宜に叶った対応と評価しております。

しかしながら、その際、現状において東京が一体的な都市として用途地域等の指定がなされていることから、市と同様に特別区に権限を移譲することについて懸念が表明されているとのことであり、特別区として見過ごすことはできません。

用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市機能の骨格に即して定める地域に密着した制度であります。

都市としての一体性を確保することは、もとより必要なことであります。このことは、国土形成計画をはじめとし、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった、自治体の区域を超えた広域計画により十分確保されており、これらの上位計画に基づいて定められる用途地域の指定権限を特別区に移譲しても、都市の一体性を損なうことにはつながりません。

また、具体の都市計画決定においては、知事及び関係自治体との

協議が行われることで、広域的観点及び都道府県決定計画との整合は確保され、東京の都市づくりにマイナスの影響を与えるものではありません。

さらに、都市景観に関する制度についても、国土形成計画等との調和や、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針への適合のもと、景観行政団体によって景観計画が定められることになっており、用途地域の権限移譲が弊害要因となることはありません。

本来、用途地域の指定権限は市に帰属すべきものであり、特別区も例外となるものではありません。

地域密着の自治体である特別区に決定権限があるほうが、臨機に円滑な指定が可能となるものです。調整を要するものについては、特別区に権限を移譲した上で、知事との協議により解決すべきものであります。

については、今回の用途地域をはじめとする都市計画決定権限の移譲を、地方自治の本旨に基づくものとして歓迎し、その実現を図られるよう強く要請するものです。

平成22年5月12日
都市整備局

本日、東京都知事名により、内閣府特命担当大臣（地域主権推進）に対して、「用途地域等の都市計画決定権限の区市町村移譲に関する緊急要求」を別紙のとおり行いましたので、お知らせします。

【要求要旨】

現在、政府の地域主権戦略会議において、「地域主権戦略大綱」の策定に向けた検討が進められているが、首都東京の都市機能等を維持・向上し、住民生活の利便性の向上等を図るため、東京における用途地域等の決定権限は、引き続き都が担えるよう、適切な対応を図ること。

【経緯等】

○H22年3月31日：地域主権戦略会議（第3回）開催 <内閣府>

- ・現在、広域的見地から決定すべきこととして、都府県が持っている、三大都市圏の用途地域等の決定権限を区市町村へ移譲する方向が示される。

○H22年4月23日：東京都知事が定例記者会見で発言

- ・用途地域の決定権限を区市町村に移譲する動きは、首都東京にとって極めて大きな問題。区や市が、それぞれの判断で権限を行使することになると、東京はバラバラな都市になってしまう。
- ・単に機械的に権限移譲を進めるだけでなく、地方の潜在能力を十分に発揮できるよう、地方の実情を踏まえた仕組みを構築することも必要。
- ・今後、関東地方知事会なども活用して、国に対して強く申し入れを行う。

○H22年6月：地方主権戦略大綱（案）とりまとめ予定 <内閣府>

問い合わせ先

都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課長 上野 雄一

内線 30-260 直通 03-5388-3260

要 請 書

平成22年5月12日

東 京 都

内閣府への要請事項

用途地域等の都市計画決定権限の区市町村移譲に関する緊急要求

- 首都東京の都市機能等を維持・向上し、住民生活の利便性の向上等を図るため、東京における用途地域等の決定権限は、引き続き都が担えるよう、適切な対応を図ること。

現在、政府の地域主権戦略会議においては、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」の観点から、『地域主権戦略大綱』の策定に向けた検討が進められており、その中で、三大都市圏における用途地域等の決定などの事務権限を区市町村へ移譲することが挙げられている。

市街地の土地利用を定め、都市のあり方を方向付ける用途地域の決定権限を見直すことは、日本の心臓部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、都市としての一体的な機能を発揮させる都市づくりの継続を極めて困難なものにし、また、首都にふさわしい風格ある景観形成などにも重大な影響を与えるものである。

地域に身近なまちづくりの権限は、既に相当、区市町村に移譲されている。その上で、広域の見地から都が決定すべき都市計画権限までも移譲するとなれば、歴史的にも連担^{れんたん}する市街地において、都が、今日まで取り組んできた、用途地域を活用した一体的な都市づくりが不可能となる。その結果、政治、経済、文化など、あらゆる面で高次の機能が集積している東京はもとより、首都圏全体の活力が低下し、ひいては日本全体の国際競争力の失墜を招くことになりかねない。

都としては、首都東京の都市機能等を維持・向上し、住民生活の利便性の向上等を図るため、東京における用途地域等の決定権限は、引き続き都が担うべきと考えている。

そもそも、このような地方の役割分担の見直しに係る重要事項は、予め国と地方の協議の場を設置し、当該地方に相談しながら進めるべきである。しかし、協議の場はおろか、地方への説明や相談も無く検討が進められている状況では、各地方の実態や実情を十分踏まえたものとは言えず、一方的に決めてしまうことは、大きな混乱、停滞を招きかねず、大変遺憾である。

国においては、日本の経済活力の源泉であり、国家的な成長戦略のエンジンでもある、東京の実情を踏まえた、適切な対応をとるよう、強く求める。

平成22年5月12日

内閣府特命担当大臣（地域主権推進）

原 口 一 博 様

東 京 都 知 事

石 原 慎 太 郎

参考

「基礎自治体への権限移譲」の回答状況（項目ベース）

検討対象	権限移譲等を行うもの		
	勧告以上に実施	勧告どおり実施	勧告の一部実施
内閣府	1 (50%)	1	
消費者庁	1 (100%)	1	
総務省	1 (100%)	1	
文部科学省	1 (50%)		1
厚生労働省	8 (32%)	6	2
農林水産省	0 (0%)		
経済産業省	5 (56%)	5	
国土交通省	12 (39%)	9	2
環境省	0 (0%)		
計	29 (35%)	23	5

(追加) 経済産業省	1	1	
(追加) 国土交通省	2	2	
追加分 計 (外数)	3	3	

※各府省の回答を内閣府において精査の上集計したものの。
 ※「権限移譲等を行うもの」に含まれないものには、権限移譲が困難なもの外、検討中であるもの等も含まれる。
 ※項目数については、今後の精査により異動があり得る。

「基礎自治体への権限移譲」の回答状況（条項ベース）

検討対象	権限移譲等を行うもの			
	勧告以上に実施	勧告どおり実施	勧告の一部実施	
内閣府	8 (89%)	8		
消費者庁	5 (100%)	5		
総務省	2 (100%)	2		
文部科学省	1 (14%)	1		
厚生労働省	26 (24%)	24		2
農林水産省	0 (0%)			
経済産業省	18 (33%)	18		
国土交通省	39 (31%)	27	11	1
環境省	0 (0%)			
計	99 (26%)	85	11	3
(追加) 経済産業省	3		3	
(追加) 国土交通省	7		7	
追加分 計 (外数)	10		10	

※各府省の回答を内閣府において精査の上集計したものである。権限移譲が困難なもの外、検討中であるもの等も含まれる。
 ※「権限移譲等を行うもの」に含まれないものは、権限移譲が困難なもの外、検討中であるもの等も含まれる。

権限移譲等を行うと回答のあったもの(主な例)

「都道府県→△△」	権限移譲
「〇〇まで→△△まで」	権限移譲の対象の拡大
「都道府県+△△」	権限の付与 (各省回答ベース)

(1) 勸告事項

【内閣府】

特定非営利活動法人の設立認証
(都道府県→指定都市)

【消費者庁】

家庭用品販売業者への立入検査
(都道府県+市)

【総務省】

町・字の区域の新設等の届出受理
(都道府県→市町村)

【厚生労働省】

社会福祉法人の定款認可
(中核市まで→市まで)

身体・知的障害者相談員への委託による相談・指導
(中核市まで→市町村まで)

薬局の開設許可
(都道府県→保健所設置市)

【経済産業省】

消費生活用製品販売事業者への立入検査
(都道府県+市)

緑地面積率に係る地域準則策定
(指定都市まで→市まで)

商店街整備備計画の認定
(都道府県→市)

【国土交通省】

都市計画決定

- ・三大都市圏等における用途地域の都市計画決定 (都道府県→市)
- ・市道(4車線以上)や公園・緑地(10ha以上)の都市計画決定
(都道府県→市)
- ・区域区分(市街化区域と市街化調整区域の線引き)の都市計画決定
(都道府県→指定都市)

特定優良賃貸住宅の供給計画の認定

(中核市まで→市まで)

マンション建替事業の認可

(特例市まで→市まで)

(2) 勸告事項以外

【経済産業省】

液化石油ガス販売事業者への立入検査
(都道府県+市)

【国土交通省】

都市計画決定

- ・三大都市圏等における用途地域や町村道(4車線以上)、公園・緑地
(10ha以上)等の都市計画決定
(都道府県→町村)※勧告は「市」のみ
- ・土地区画整理事業(50ha超)の都市計画決定
(都道府県→市町村)

移譲が困難との回答があったもの(主な例)

「都道府県→△△」	： 権限移譲
「〇〇まで→△△まで」	： 権限移譲の対象の拡大
「都道府県+△△」	： 権限の付与 (第1次勧告ベース)

【農林水産省】

- 農地転用の許可(都道府県→市)
 - 農林物産製造業者への立入検査(都道府県+市)
- ## 【経済産業省】
- 火薬類の製造・販売・消費許可(都道府県→市町村)
 - 砂利採取計画の認可(都道府県→市)

【国土交通省】

- 開発行為の許可(特例市まで→市まで)
- 緑地保全地域の行為の規制(中核市まで→市まで)
- 土地区画整理事業の認可(特例市まで→市まで)
- 市街地再開発事業の認可(都道府県→指定都市)
- 高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定(中核市まで→市まで)

【環境省】

- ばい煙発生施設の設置の届出受理(中核市等まで→特例市まで)
- 騒音に係る規制地域の指定(特例市まで→市まで)

【内閣府】

災害時における自衛隊の派遣要請(都道府県+市町村)

【文部科学省】

市町村設置幼稚園の閉鎖命令(都道府県→市)

学級編制基準の決定、教職員定数の決定、市町村立学校職員の給与等の負担(都道府県→中核市)【検討】

県費負担教職員の任命権

(指定都市まで→中核市まで)【検討】

【厚生労働省】

特別養護老人ホームの設置認可(中核市まで→市まで)

保育所の設置認可(中核市まで→市まで)

身体障害者手帳の交付(中核市まで→市まで)

未熟児の訪問指導(保健所設置市まで→市まで)

旅館の衛生措置基準の設定(都道府県→保健所設置市)

移譲が困難である主な理由

- (1) 専門性
(事務処理体制、専門的知識、処理能力 等)
- (2) 効率性
(個々の基礎自治体では件数が少ない 等)

- (3) 広域性
(影響が広範囲 等)

- (4) その他
(他施策との整合、法改正後間もない 等)